

II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

2 資金繰りに関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

（1）新型コロナウイルス対策マル経融資等に係る利子補給

<p>支援内容</p>	<p>日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金融資（以下「マル経融資」という。）の内、令和3年3月31日までに、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少したことに伴い新型コロナウイルス対策マル経融資を受けた者に対し、新型コロナウイルス対策マル経融資を借入れた時から日本政策金融公庫に支払った1年分のマル経融資及び新型コロナウイルス対策マル経融資に係る約定利息（返済遅延により加算された延滞利息は対象外）の額を利子補給します。</p> <p>ただし、国から利子補給金が支給される場合は、国の利子補給金を除いた利息分を支援します。</p>
<p>対象者</p>	<p>日本政策金融公庫が行うマル経融資の内、令和3年3月31日までに、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少したことに伴い新型コロナウイルス対策マル経融資を受けたもの</p> <p>〈マル経融資の借入条件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○常時雇用する従業員が5人以下の卸売業・サービス業・小売業、20名以下の製造業・建設業・運輸業等 ○原則として6ヶ月以前から商工団体の経営支援を受けていること ○納期限の到来している所得税・法人税・事業税・市県民税（均等割を含む）を完納していること ○日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種でないこと
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>津山商工会議所及び作州津山商工会へお問い合わせ下さい。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山商工会議所（津山市山下30-9） 作州津山商工会（津山市新野東567-9）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市産業文化部商業・交通政策課 （電話）0868-32-2081</p>
<p>備考</p>	